第二条第十二号中「旅客運送事業（国内一般旅客定期航路事業等を除く。）」を「旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業」に、「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の八第二項」に、「を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させる」を「に係る」に、「第二十七条の八第三項」及び「同項」を「第二十七条の六第三項」に、「第二十七条の九第三項第八号」を「第二十七条の七第三項第八号」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三　地域公共交通利便増進事業　地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であって、次に掲げるものをいう。

イ　地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1)　旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更

(2)　次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この(2)において同じ。）への転換

(i)　旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換

(ii)　一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換

(iii)　一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換

(3)　自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更

ロ　地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1)　利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他これに類する運賃又は料金の設定

(2)　一定の運行間隔その他の一定の規則による運行回数又は運行時刻の設定

(3)　共通乗車船券（二以上の旅客運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者（同号ハに掲げる者にあっては、自家用有償旅客運送者を除く。）をいう。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）の発行

ハ　イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの

第三条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十九条の三第一項に規定する再構築方針の作成に関する基本的な事項

第四条第一項中「に必要となる」を「、必要な」に、「並びに人材」を「、人材」に改め、「向上」の下に「並びに関係者相互間の連携と協働の促進」を加える。

第五条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項

第五条第六項中「との」を「（第二十九条の八第四項において「都市計画等」という。）との」に改め、同条第七項中「作成しようとする」を「作成する」に改める。

第六条第二項第三号中「関係する公安委員会及び」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　関係する公安委員会

第六条第三項中「同項」を「協議会において同項」に、「旨を」を「ときは、あらかじめ、」に、「者に」を「者であって協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を」に改め、同条第四項中「係る」の下に「事項の」を加え、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

7　前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

第九条第六項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第九条第九項中「及び第六項の変更の認定」を「、第六項の変更の認定及び第七項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「変更の認定」の下に「又は第七項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十一条第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「定めようとする場合には」を「定めるときは」に改める。

第十四条第七項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十四条第十項中「及び第七項の変更の認定」を「、第七項の変更の認定及び第八項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「変更の認定」の下に「又は第八項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第三項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条中「第十五条第三項」を「第九条第四項、第九条の三第三項若しくは第十五条第三項」に改める。

第十六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十九条第五項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十九条第八項中「及び第五項の変更の認定」を「、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「変更の認定」の下に「又は第六項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。